

外為令の該非判定パラメータシート（カバーシート）
 外為令別表の4の項(1)、4の項(3)及び8の項
 [電子計算機に係る技術]

提供技術名： _____
 メーカー名： _____
 型及び等級： _____

CISTEC 2018. 01. 22

パラメータシート
 様式：該役コ-0

(P1/1)

(平成30年1月22日施行政省令等対応)

判 定 項 番	パラメータシート様式
《判定項番の選定と指定パラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、対応するパラメータシート様式の□にレ又は×を記したものです。	
《外為令別表の4の項(1)》 1. 省令第16条第1項第六号に掲げる技術	<input type="checkbox"/> 該役コ-4
《外為令別表の4の項(3)》 2. 省令第16条第3項第一号又は第二号に掲げる技術	<input type="checkbox"/> 該役コ-4
《外為令別表の8の項(5の項～15の項共通)》 3. 医療用に設計された装置に組み込まれたプログラム	<input type="checkbox"/> 0-01プ
《外為令別表の8の項(1)》 4. 省令第20条第1項に掲げる技術	<input type="checkbox"/> 該役コ-8(1)
《外為令別表の8の項(2)》 5. 省令第20条第2項に掲げる技術	<input type="checkbox"/> 該役コ-8(2)
《外為令別表の9の項》 6. 暗号機能に関する技術	<input type="checkbox"/> 9の項のパラメータシート

判定結果	<input type="checkbox"/> 非該当	外為令別表 貨物等省令
	<input type="checkbox"/> 該 当	

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)

会 社 名 _____

所 属 ・ 役 職 _____

(フリガナ)

氏 名 _____

電 話 _____

検討の結果、以上相違ありません。



外為令の該非判定用パラメータシート

外為令別表の8の項(2)(省令第20条第2項)

[非該当電子計算機等に係る技術]

提供技術名:

CISTEC 2018.01.22

メーカー名:

パラメータシート

型及び等級:

様式:該役コ-8(2)

(P1/2)

(平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	区分 (注1)		回答		備考
	技	ブ			
電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術(外為令別表の8の項(1)、4の項に該当するものを除く。)であって、					
一 加重最高性能が8.0実効テラ演算超~16実効テラ演算以下のデジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○		<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	
二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が8.0実効テラ演算超~16実効テラ演算以下になるものに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か?	○		<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	
三 加重最高性能が8.0実効テラ演算超~16実効テラ演算以下のデジタル電子計算機を設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか?		○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	
又は そのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)か?		○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	
四 上記第三号のプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か?		○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	
五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であって、計算要素を集合させることにより、加重最高性能が8.0実効テラ演算超~16実効テラ演算以下になるものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか?		○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造	
又は そのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)か?		○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用	
六 侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行うように設計若しくは改造されたプログラムか?		○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	
又は そのプログラムの設計、製造若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)か?		○	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用	
(解釈) 「貨物等省令第20条2項第六号中のプログラム及び技術」: 情報システムのセキュリティの維持を目的とするものであって、サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためのものを除く。					

(平成30年1月22日施行政省令等対応)

質 問 事 項	区分 (注1)		回 答		備 考
	技	プ			
七 侵入プログラムの設計に必要な技術(プログラムを除く。)か? (解釈) 「貨物等省令第20条2項第七号中の技術」: 情報システムのセキュリティの維持を目的とするものであって、サイバー攻撃に関する情報の収集、調査、解析、対策、防御又は予防のためのものを除く。	<input type="radio"/>		<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> はい	
(判定) 以上の結果、省令第20条第2項に該当するか?			<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該 当	

(注1) 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く。), 「プ」はプログラムを指し、技術のみの判定の場合は「技」のみを、プログラムのみの判定の場合は「プ」のみをチェックする。

判 定 回答欄において回答が全て左欄にチェックされた場合は当該技術(プログラムを含む)が非該当であり、一つでも右欄にチェックされた場合は該当と判定される。

検討の結果、以上相違ありません。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会 社 名

所属・役職

(フリガナ)

氏 名

電 話



該非用パラメータシート
 (通信と情報セキュリティ・技術)
 様式9-技(カバー) (1/1)

提供技術名 : _____
 メーカー名 : _____
 型及び等級 : _____

CISTEC 2018.1.22
 (平成 30 年 1 月 22 日施行政省令等対応)

判 定 項 番	パラメータシート様式
<p>《判定項番の選定と指定のパラメータシート様式》 標題の技術の判定対象項番は、下記の□にレ又は×をマークしたものです。 判定結果は添付のパラメータシート様式に記載します。</p> <p>【情報セキュリティ関連】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係る技術あるいは、 プログラムであって、省令第8条第九号イ、ハ～ホ、第十号又は 第十一号のいずれかに該当する貨物の有する機能と同等の機 能を有するもの、当該機能を実現するためのもの又は当該機能の シミュレーションを行うことができるもの</p> <p>【通信関連】</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 【外為令別表の9の項(1)関連(省令第21条第1項の技術)】 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造 又は使用に係る技術</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 【外為令別表の9の項(2)関連(省令第21条第2項の技術)】 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6) までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術。 (外為令別表の9の項(1)及び15の項の中欄に掲げる 技術を除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 【外為令別表の9の項(3)関連(省令第21条第3項の技術)】 通信用に設計したモノリシックマイクロ波集積回路の設計又は 製造に係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 【外為令別表の9の項(4)関連(省令第21条第4項の技術)】 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術。 (7の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 【外為令別表の15の項(1)関連(省令第27条第1項の技術)】 輸出令別表第1の15の項の中欄に掲げる貨物の設計又は 製造に係る技術。</p>	<p>様式9-技1情セ</p> <p>様式9-技1通信</p> <p>様式9-技2</p> <p>様式9-技3</p> <p>様式9-技4</p> <p>様式15-技</p>

作成責任者 : (作成年月日 年 月 日)
 会 社 名 _____
 所属・役職 _____
 (フリガナ)
 氏 名 _____
 電 話 _____



通信に係る技術

提供技術名: _____
 メーカー名: _____
 型及び等級: _____

該非用パラメータシート
 (通信・技術)
 様式 9-技1通信

(1/3)

CISTEC 2018.1.22

(平成 30 年 1 月 22 日施行政省令等対応)

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	ブ			
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合（但し、破線で囲まれたものは除く。）、本欄中の当てはまる□内にチェックをすること。					
【省令第21条第1項（外為令別表の9の項（1）関連）】 (解釈)「必要な技術」：規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいう。			本パラメータシートは、省令第21条第1項より、通信関連のみを抜粋。		
第一号 第8条第二号イ（二）に該当するものの□設計又は□製造に必要な技術（プログラムを除く。）か？ 第8条第二号イ（二）：スペクトル拡散技術を用いたもの	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	付表技術*3
第二号 次のいずれかに該当するものの□設計又は□製造に必要な技術（プログラム及び第21条第1項第一号に該当するものを除く。）か？ <input type="checkbox"/> 第8条第一号：共通設計条件 <input type="checkbox"/> 第8条第二号：伝送通信装置（イ（二）を除く。） <input type="checkbox"/> 第8条第四号：通信用の光ファイバー <input type="checkbox"/> 第8条第五号：フェーズドアレーアンテナ <input type="checkbox"/> 第8条第五号の二：監視用の方向探知機 <input type="checkbox"/> 第8条第五号の三：無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置 <input type="checkbox"/> 第8条第五号の四：電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置 <input type="checkbox"/> 第8条第五号の五：インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第四号 次のいずれかに該当するものの使用（操作に係るものを除く。）に必要な技術（プログラムを除く。）か？ <input type="checkbox"/> 第8条第一号：共通設計条件 <input type="checkbox"/> 第8条第二号：伝送通信装置 <input type="checkbox"/> 第8条第四号：通信用の光ファイバー <input type="checkbox"/> 第8条第五号：フェーズドアレーアンテナ <input type="checkbox"/> 第8条第五号の二：監視用の方向探知機 <input type="checkbox"/> 第8条第五号の三：無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置 <input type="checkbox"/> 第8条第五号の四：電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置 <input type="checkbox"/> 第8条第五号の五：インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第五号 第8条第二号イ（二）に該当するものを□設計し、又は□製造するために設計したプログラムか？ 第8条第二号イ（二）：スペクトル拡散技術を用いたもの		○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	付表技術*3

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
<p>第六号 次のいずれかに該当するもの(第21条第1項第五号に該当するものを除く。)を<input type="checkbox"/>設計し、又は<input type="checkbox"/>製造するために設計したプログラムか?</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第一号: 共通設計条件 <input type="checkbox"/> 第8条第二号: 伝送通信装置 (イ(二)を除く。) <input type="checkbox"/> 第8条第四号: 通信用の光ファイバー <input type="checkbox"/> 第8条第五号: フェーズドアレーアンテナ <input type="checkbox"/> 第8条第五号の二: 監視用の方向探知機 <input type="checkbox"/> 第8条第五号の三: 無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置 <input type="checkbox"/> 第8条第五号の四: 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置 <input type="checkbox"/> 第8条第五号の五: インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置</p>		○	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ↓	
<p>第八号 次のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムか?</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第一号: 共通設計条件 <input type="checkbox"/> 第8条第二号: 伝送通信装置 <input type="checkbox"/> 第8条第四号: 通信用の光ファイバー <input type="checkbox"/> 第8条第五号: フェーズドアレーアンテナ <input type="checkbox"/> 第8条第五号の二: 監視用の方向探知機 <input type="checkbox"/> 第8条第五号の三: 無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置若しくはこれらの作動を監視する装置 <input type="checkbox"/> 第8条第五号の四: 電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置 <input type="checkbox"/> 第8条第五号の五: インターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置</p>		○	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ↓	
<p>第十一号 第21条第1項第五号のプログラムの<input type="checkbox"/>設計又は<input type="checkbox"/>製造に必要な技術(プログラムを除く。)か?</p>	○		<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ↓	付表技術*3
<p>第十一号の二 第21条第1項第五号のプログラムの使用(操作に係るものを除く。)に必要な技術(プログラムを除く。)か?</p>	○		<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u> ↓	<input type="checkbox"/> <u>はい</u> ↓	
<p>第十三号 次のいずれかに該当するプログラムの<input type="checkbox"/>設計、<input type="checkbox"/>製造又は<input type="checkbox"/>使用(操作に係るものを除く。)に必要な技術(プログラムを除く。)か?</p> <p><input type="checkbox"/> 第21条第1項第六号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号</p>		○	<input type="checkbox"/> <u>いいえ</u>	<input type="checkbox"/> <u>はい</u>	

外為令別表の9の項(1) (省令第21条第1項 通信関連)
 通信に係る技術

該非用パラメータシート
 (通信・技術)
 様式 9-技1通信

(3/3)

CISTEC 2018.1.22

(平成 30 年 1 月 22 日施行政省令等対応)

(判定) 以上の結果、標記第 2 1 条第 1 項の通信関連部に該当するか? (*2)			<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	
---	--	--	------------------------------	-----------------------------	--

(注) * 1 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、
 「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」
 に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行
 う。

作成責任者： (作成年月日 年 月 日)

会社名

(注) * 2 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左
 欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプロ
 グラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第2
 1条第1項)の通信関連部に非該当であり、1つでも
 右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

(注) * 3 「付表技術」とは、「輸出許可・役務取引許可・特定
 記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び
 注意事項等について(提出書類通達)」の別表2の付表に掲げる技術のことである。



外為令別表の9の項 (1) (省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)
 情報セキュリティに係る技術

提供技術名: _____
 メーカー名: _____
 型及び等級: _____

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式 9-技1情セ

(1/3)

CISTEC 2018.1.22
 (平成 30 年 1 月 22 日施行政省令等対応)

質問事項	区分*1		回答	備考
	技	プ		
以下の質問事項において、回答右欄の「はい」にチェックした場合（但し、破線で囲まれたものは除く）、本欄中の当てはまる□内にもチェックすること。				
<p>【省令第21条第1項（外為令別表の9の項（1）関連）】</p> <p>（解釈）「必要な技術」：規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術をいう。</p> <p>（解釈）「貨物等省令第21条第1項第二号の二、第三号、第十二号、第十二号の二及び第十六号の規定中の技術（プログラムを除く。）」：輸出令別表第1の9の項（7）、（8）、（10）又は（11）の中欄に掲げる貨物又は当該貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術であって貨物等省令第21条第1項に該当するものの機能、特性又は処理方式の実装を評価又は明らかにするために実行された処理手順から得られる情報システムのセキュリティ管理機能に関する技術データ（プログラムを除く。）を含む。</p>			本パラメータシートは、省令第21条第1項より、情報セキュリティ関連のみを抜粋。	
<p>第二号の二 次のいずれかに該当するものの□設計又は□製造に必要な技術（プログラムを除く。）か？</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第九号：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号：情報セキュリティの設計、製造用装置等</p>		○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい	
<p>第三号 次のいずれかに該当するものの使用に必要な技術（プログラムを除く。）か？</p> <p><input type="checkbox"/> 第8条第九号：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十二号：情報セキュリティの設計、製造用装置等</p>		○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓ <input type="checkbox"/> はい	
<p>「市販暗号プログラム」の判定</p> <p>・市販暗号プログラムに該当するか？ （注記） 「様式9-技1情セ（別紙市販プ1）」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 いいえ又は適用しない場合は、「様式9-技1情セ（別紙市販プ1）」の添付は不要。</p>		○	<input type="checkbox"/> はい ←半定欄へ （プログラムのみ判定の場合） ←第十二号へ （プログラムと技術ともに判定する場合）	<input type="checkbox"/> [いいえ] ↓ [又ほ] [適用しない]
<p>「市販暗号装置のプログラム」の判定</p> <p>・市販暗号装置又はその部分品のプログラムに該当するか？ （注記） 「様式9-技1情セ（別紙市販プ2）」を用いて判定し、判定欄の判定結果を右の回答欄に転記すること。 いいえ又は適用しない場合は、「様式9-技1情セ（別紙市販プ2）」の添付は不要。</p>		○	<input type="checkbox"/> はい ←半定欄へ （プログラムのみ判定の場合） ←第十二号へ （プログラムと技術ともに判定する場合）	<input type="checkbox"/> [いいえ] ↓ [又ほ] [適用しない]

該非用パラメータシート
 (情報セキュリティ・技術)
 様式 9-技1情セ

CISTEC 2018.1.22
 (平成30年1月22日施行政省令等対応)

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
第七号 次のいずれかに該当するものを <input type="checkbox"/> 設計し、又は <input type="checkbox"/> 製造するために設計したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号		○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第八号の二 次のいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムか？ <input type="checkbox"/> 第8条第九号：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号		○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第九号 プログラムであって、次のいずれかに該当する貨物の <input type="checkbox"/> 有する機能と同等の機能を有するもの、 <input type="checkbox"/> 当該機能を実現するためのもの又は <input type="checkbox"/> 当該機能のシミュレーションを行うことができるものか？ 第8条第九号イ、ハ～ホに係るものにあつては、公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、その機能の操作、管理又は保守に関するものに限定されているものを除く。(規制除外**1) <input type="checkbox"/> 第8条第九号イ、ハ～ホ：暗号装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：盗聴検知通信ケーブルシステム <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：信号の漏えい防止装置 <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：暗号解析装置 (注 第8条第九号イ、ハ～ホ：暗号装置にチェックした場合には、 <input type="checkbox"/> 様式9-技1情セ(別紙暗プ)を記入して添付するか、又は <input type="checkbox"/> 注中の「暗号内容記入欄」に記入のこと。 第8条第十一号イ、ロ、第8条第十一号にチェックした場合には、それぞれ対応する次の様式のパラメータシートを記入して添付のこと。 <input type="checkbox"/> 第8条第十号イ：様式9-10 (盗聴検知通信ケーブルシステム) <input type="checkbox"/> 第8条第十号ロ：様式9-08(信号の漏えい防止装置) <input type="checkbox"/> 第8条第十一号：様式9-07b(暗号解析装置)		○	<input type="checkbox"/> いいえ (<input type="checkbox"/> 左記の 規制除外**1を 適用) ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	(暗号内容記入欄) (一) 対称アルゴリズム 名称(鍵長)[コメント※] (二) 非対称アルゴリズム 名称(根拠 bit 長)[コメント※] 1 安全性の根拠：整数の素因数分解 2 安全性の根拠：有限体上の乗法群 3 安全性の根拠：他の群
(解釈) 貨物等省令第21条第1項第九号(第8条第九号に係るものに限る。)中の 暗号の管理又は保守： ア 暗号のハッシュのいずれか一つ以上に該当する作業をいい、ニ若しくは イ 暗号のいずれかに該当する作業又はこれらに関連する鍵管理機能は含まない。 ア 次のいずれかの確立又は管理 一 利用者又は管理者のアカウント又は権限 二 ある貨物又はあるプログラムの設定 三 一又は(二)を支援するための認証データ ニ ある貨物若しくはあるプログラムの稼働状態又は性能の監視又は管理 ハ イ又はロを支援するためのログ又は検査データの管理 ニ イ 一又は(二)を支援するための認証データの確立又は管理に直接関係しない暗号機能の提供又は機能向上 ホ ある貨物又はあるプログラムのフォワーディングプレーンやデータプレーンにおいて暗号機能を実現させるもの					※[コメント]欄には、暗号機能が認証又はデジタル署名、副次的目的など、貨物が省令第8条第九号イ(一)～(四)に当たらないなどの除外規定情報や、参考情報等を記載する。 記入例： 3DES(112bit) RSA(1024bit) DH(1024bit)

質問事項	区分*1		回答		備考
	技	プ			
第十二号 次のいずれかに該当するプログラムの□設計又は□製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十二号の二 次のいずれかに該当するプログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)か? <input type="checkbox"/> 第21条第1項第七号 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第八号の二 <input type="checkbox"/> 第21条第1項第九号	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十六号 (暗号有効化技術) 技術(プログラムを除く。)であって、当該技術の暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムが第8条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、又はこれを超えることを可能にするものか? (注)潜在的には暗号機能等を有しているが普段はその機能が休眠している別の貨物又はプログラムに対して、その機能を有効化させる技術(プログラムを除く)を第十六号で判定する。 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。 (解釈)「暗号機能有効化の手段」:製造者により提供される安全な仕組み(装置若しくはプログラムと一対一で対応するもの又は一人の顧客が有する複数の同種の装置若しくはプログラムのために顧客と一対一で対応するものに限る。)によって、使用者が暗号機能を有効化し、又は使用可能にするあらゆる手段であって、貨物又は技術によって実現されるものをいう(例えば、シリアルナンバーを基にしたライセンスキー又はデジタル署名の証明書等の認証をするものをいう。)	○		<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい ↓	
第十七号 (暗号有効化プログラム) プログラムであって、当該プログラムの暗号機能有効化の手段を用いることによるのみ、ある貨物又はあるプログラムが第8条第九号イに該当する貨物の有する機能に到達し、若しくはこれを超えることを可能にするように設計又は改造したものか? (注)潜在的には暗号機能等を有しているが普段はその機能が休眠している別の貨物又はプログラムに対して、その機能を有効化させるプログラムを第十七号で判定する。 回答欄が「はい」の場合、第8条第九号イに該当する貨物の有する機能を有効化した後の貨物又はプログラムのパラメータシートの様式を添付すること。 (解釈)「暗号機能有効化の手段」:第十六号の解釈を参照。		○	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	<input type="checkbox"/> はい	1/3頁の市販暗号プログラムまたは、市販暗号装置のプログラムの判定が「はい」の場合この号回答不要
(判定) 以上の結果、標記第21条第1項の情報セキュリティ関連部に該当するか? (注*2)			<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当	

(注)*1 区分欄の「技」は技術(プログラムを除く)、「プ」はプログラムを指し、技術のみの場合は「技」に、プログラムのみの場合は「プ」のみチェックを行う。

(注)*2 回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該技術又はプログラムが、標記外為令別表の9の項(1)(省令第21条第1項)の情報セキュリティ関連部に非該当であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、該当と判定される。

作成責任者: (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話



外為令別表の9の項(1) (省令第21条第1項 情報セキュリティ関連)

情報セキュリティに係る技術
(市販暗号プログラム)

該非用パラメータシート
(情報セキュリティ・技術)
様式 9-技1情セ(別紙市販プ1) (1/1)

提供技術名 :

メーカー名 :

型及び等級 :

CISTEC 2018.1.22
(平成 30 年 1 月 22 日施行政省令等対応)

質問事項	回答		備考
「市販暗号プログラム」の判定 貨物等省令第21条第1項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号の規定中のプログラム(第七号又は第八号の二にあっては第8条第九号又は第21条第1項第九号(第8条第九号に係るものに限る。))に限り、第九号にあっては第8条第九号に係るものに限る。)			
a-1. 購入に際して何らの制限を受けず、店頭において又は郵便、信書便(注記1)若しくは電気通信の送信による注文により、販売店の在庫から販売されるものか?	<input type="checkbox"/> はい ←b.項へ	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ ↓	
a-2. 使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものか?	<input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	
b. 当該プログラムの有する暗号機能が当該プログラムを使用する者によって変更できないものか?	<input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	
c. 当該プログラムの有する暗号機能の使用に際して当該プログラムの供給者又は販売店の技術支援が不要であるように設計されているものか?	<input type="checkbox"/> はい ↓	<input type="checkbox"/> いいえ ↓	
d. 上記a-1.~c.すべてに該当することが当該プログラムの供給者、販売者又は提供者によって書面(注記2)により確認できるものか?	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
(判定) 以上の結果、標記市販暗号プログラムに該当するか? (注)	<input type="checkbox"/> はい (規制除外)	<input type="checkbox"/> いいえ (規制対象)	

(注)回答欄において、アンダーラインが付いたものが、左欄のみにチェックされた場合は、当該プログラムが、標記市販暗号プログラムとして規制除外であり、1つでも右欄にチェックされた場合は、規制対象と判定される。

(注記 1) 信書便とは、信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者をいう。))による同条第 2 項に規定する信書便をいう。

(注記 2) 書面には、カタログ、パンフレット等の製品紹介資料及び販売店のチラシ広告等を含む。(WEBページを印刷したものも可)

作成責任者 : (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属・役職

(フリガナ)

氏名

電話

